

有価証券換価後金銭供託通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付の供託命令（供託命令通知第 号）により供託された有価証券については、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第62条の2第3項（同令第62条の2第5又は第62条の3第2において準用する場合を含む。）の規定に基づき換価の上、輸出差止申立て等又輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則（平成6年法務省・大蔵省令第5号）第8条、第9条又は第10条において準用する同規則第4条第2項の規定に、第4条第4項の規定に基づき通知します。

(添付書類)

供託書正本の写し 1部